

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通しの公表について

令和3年4月15日

三重県

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業（仮称）	事業契約日から令和23年3月末日まで（予定）	鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業（仮称）に係る設計業務、建設業務、運営業務及び維持管理業務	鈴鹿市 住吉町	令和3年5月（予定）

※この見通しは「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定により公表するものです。なお、実際に策定する実施方針は上表の内容と異なる場合があります。